

補助金交付手続きの流れ



※注意事項

必ず、器具の購入・設置前に交付の申請をお願いします。

交付決定前に器具を購入または設置した場合、補助金対象外となります。

(1) 事前相談

補助要件等の確認をするため、必ず事前に感震ブレーカー等相談窓口（千葉市消防局予防部予防課内）へご相談ください。

(2) 交付の申請

相談後、千葉市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付申請書に必要な書類を添えて提出してください。

申請は令和4年6月1日（水曜日）から令和4年12月16日（金曜日）が期限です。

▼必要書類▼

- ・購入・設置に要する金額が確認できるもの（見積書等）
（電気工事店等に設置器具、費用等について相談し、見積書を準備してください。）
- ・感震ブレーカー等補助金交付申請者名簿

(3) 交付の決定

申請書の内容を審査し、公布が決定した場合に千葉市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付決定通知書が届きます。

※審査の結果、補助金が交付できない場合があります。

(4) 器具の設置

必ず千葉市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付決定通知書が届いてから、器具を購入・設置してください。

(5) 実績報告

器具設置後、速やかに千葉市感震ブレーカー等設置推進事業補助金実績報告書に必要な書類を添えて提出してください。

報告書は、令和5年1月30日（月曜日）が期限です。